

# 一次産業女子就業促進事業「媛の国・えひめの就業魅力発信」業務 企画提案公募（プロポーザル）実施要領

この要領は、一次産業女子就業促進事業「媛の国・えひめの就業魅力発信」業務を委託するにあたり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

## 1 委託業務名称

一次産業女子就業促進事業「媛の国・えひめの就業魅力発信」業務

## 2 委託業務の内容等

### (1) 委託業務の内容

別紙 「一次産業女子就業促進事業「媛の国・えひめの就業魅力発信」業務委託仕様書」のとおり

### (2) 履行期間

契約の締結の日から令和2年3月31日まで

### (3) 委託料上限額

3,256,200円(消費税及び地方消費税を含む)

※消費税及び地方消費税については、改正後の税率（10%）で契約締結するため、改正以後の税率（10%）で見積もること。

## 3 プロポーザルへの参加資格

### (1) 単独で参加しようとする者

本業務の遂行にあたり、専門的かつ十分な能力を有し、以下の資格要件を全て満たしていること。

ア 愛媛県競争入札参加資格者登録名簿に登録されていること。（もしくは、企画提案プロポーザル時までに登録が予定されていること。）

イ 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札参加者の資格）の規定に該当しないこと。

ウ 愛媛県から入札参加資格停止を受けていないこと。

エ 会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立てまたは、民事再生法に基づく民事再生手続き開始の申立て及び破産法に基づく破産手続き開始の申立てがなされていないこと。

オ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者、暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある者ではないこと。

### (2) 共同企業体で参加しようとする者

①代表者または構成員は、前記（1）アの資格条件を満たしていること。

②代表者及び構成員は、前記（1）イ～オの資格条件を全て満たしていること。

## 4 スケジュール（予定）

内容	期間	注意事項
公募開始、実施要領等の公開	平成31年4月22日(月)	農地・担い手対策室 HP上で公開
質問受付期間	平成31年4月22日(月)～ 令和元年5月7日(火)	
質問回答	令和元年5月10日(金)	
参加申込書の提出	令和元年5月10日(金)	
企画提案書の提出	令和元年5月20日(月)	
一次審査結果(書類審査)	令和元年5月22日(水)	
プレゼンテーション審査	令和元年5月下旬	
最終選定結果の通知	令和元年5月下旬～6月上旬	

## 5 応募の手続き

### (1) 担当窓口

所在地：〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県農林水産部農政企画局

農政課農地・担い手対策室 担い手育成係

電話：089-912-2553(直通)

F A X：089-912-2564

電子メール：ninaite@pref.ehime.lg.jp

### (2) 実施要領の配布

#### ア 期間

平成31年4月22日(月)から令和元年5月10日(金)まで

#### イ 配布方法

愛媛県ホームページの「入札情報」に掲載するほか、上記(1)の担当窓口において配布する。なお、担当窓口で受け取る場合は、上記期間中、平日の午前9時から午後5時(正午から午後1時を除く。)とする。

### (3) 参加申込書等の確認

#### ア 提出書類

参加申込書(様式1)

#### イ 提出期間

令和元年5月10日(金)午後5時必着

なお、持参する場合は、平日の午前9時から午後5時(正午から午後1時を除く。)とする。

#### ウ 提出方法

持参または郵送により、上記(1)の担当窓口へ提出のこと。なお、持参以外の方法で提出した場合は、送付後、担当窓口(農地・担い手対策室：089-912-2553)へ電話で受領の確認を行うこと。

### (4) 質問書の受付及び回答

#### ア 提出書類

質問票(様式2)

#### イ 受付期間

平成31年4月22日(月)～令和元年5月7日(火)午後5時まで(必着)とする。

#### ウ 提出方法

電子メールにより、上記(4)イの期間内必着で提出すること。なお、メール送信後、担当窓口(農地・担い手対策室：089-912-2553)へ電話により着信の確認を行うこと。

【送付先アドレス】 [ninaite@pref.ehime.lg.jp](mailto:ninaite@pref.ehime.lg.jp)

【件名】「一次産業女子就業促進事業「媛の国・えひめの就業魅力発信」業務質問書」

エ 回答方法

質問及び回答については参加申込書の提出があった全ての者に対し、参加申込書に記載された連絡先に電子メールで通知する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。なお、企画提案書の記載内容や審査基準に関する質問、他の事業者からの参加申込書の提出状況に関する質問、他の参加申込者からの企画提案書の提出状況に関する質問、積算に関する質問、上記（４）イの受付期間以外の質問等は、公平性の確保及び公正な選考を妨げる恐れがあるので、いかなる理由があっても回答しない。

オ 回答予定日

令和元年５月１０日（金）

（５）企画提案書の提出

ア 提案書の提出

プロポーザル参加者は、次により提案書を提出するものとする。

なお、提案書の提出は、参加者１者につき１回のみとし、複数の提案をすることはできない。

①提出期限

令和元年５月２０日（月）午後５時まで（必着）

（祝日を除く月曜日から金曜日までの午前８時３０分から午後５時まで）

②提出方法

持参又は郵送とする。

郵送の場合は書留又は簡易書留により提出期間内に必着とし、発送後であっても未着の場合は、期間内の提出がなかったものとみなす。

なお、持参以外の方法で提出した場合は、送付後、担当窓口（農地・担い手対策室：089-912-2553）へ電話で受領の確認を行うこと。

③提出場所

上記（１）の担当窓口

④提出書類

一次産業女子就業促進事業「媛の国・えひめの就業魅力発信」業務企画提案書作成要領による書類（別記１）

⑤留意事項

提出された書類は、再提出の場合を除き、返却しない。

イ 提案書の再提出は、上記アの①の提出期限内に限り認める。

なお、提案書の部分的な差替えは認めない。

ウ 提案を取り下げの場合は、取り下げ願い書（様式３）を提出するものとする。

なお、提案書提出期限後から契約締結までの間に参加資格の条件を満たさなくなった場合にも取り下げ願い書（様式３）を提出するものとする。また、取り下げ願い書の提出があった場合でも、提出された書類は返却しない。

エ 本提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

オ 提出期限までに提案書を提出しない者は、辞退したものとみなす。

（６）企画提案の無効

次のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

ア 民法(明治29年法律第89号)第90条(公序良俗違反)、第93条(心裡留保)、第94条(虚偽表示)又は第95条(錯誤)に該当する提案

イ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

- ウ 参加申込書に虚偽の記載をした場合
- エ その他、プロポーザルに関する条件に違反した提案

## 6 選定方法

提案のあった企画については、書類選考による一次審査及び企画コンペによる二次審査の二段階で審査の上、業務予定者を選定する。

なお、提案者が5者以下の場合は、一次審査は実施せず、全提案者にプレゼンテーション審査を実施する。

プレゼンテーション審査は県が設置する審査委員会が実施し、審査委員会において、企画提案者は自己の企画について、プレゼンテーションを実施し、審査委員から質疑を行う。

### (1) 一次審査

#### ア 実施方法

提案者多数（6者以上）の場合は書類選考を行い、選考を通過した者のみプレゼンテーション審査を実施する。

提案者が5者以下の場合は、一次審査は実施せず、全提案者にプレゼンテーション審査を実施する。

#### イ 結果通知

令和元年5月22日（水）までに2次審査に進む提案者を選定し、全提案者に通知する。

### (2) プレゼンテーションの実施

#### ア 実施日（予定）

令和元年5月下旬（日時等の詳細は別途通知する）

#### イ 実施場所（予定）

愛媛県庁内会議室

#### ウ プレゼンテーション時間

1提案者あたり25分以内（説明10分以内、質疑応答15分以内）

### (3) 審査要領

選定にあたっては、別に定める審査委員会において、「審査基準」（別記2）に基づき、企画提案書及びプレゼンテーションの結果に基づき評価を行い、最優秀提案者を選定する。

### (4) 次のいずれかに該当するときは、選定の対象から除外する。

ア 委託上限を超える金額での見積書の提出があったとき。

イ 企画提案書の提出後に参加資格を満たさないことが判明したとき。

ウ プレゼンテーションを欠席したとき。

エ その他、企画提案者を委託先とすることが著しく不相当と認められる事実が判明したとき。

### (5) 企画提案者が1者の場合であっても企画提案等の評価を行い、委託業者としての可否を審査する。

## 7 委託業務予定者の選定

(1) 審査委員会の審査の結果、最も優れた提案として評価した上位1者を、委託業務予定者として選定する。

(2) 選定結果は、次の通り各提案者に通知する。

ア 通知日：令和元年5月下旬～6月上旬

イ 方法：文書で各提案者に通知

ウ 留意事項：審査結果に関する質問については、一切受け付けない。

## 8 契約

### (1) 契約の締結

選定審査委員会の審査の結果、最も優れた提案として評価した委託業務予定者と提出された提案書を参考に協議を行い、協議が整った場合に、別途定める予定価格の範囲内で委託契約を締結する。この協議の際、提出された提案書の内容等について一部変更する場合がある。

また、委託業務予定者と協議が整わない場合にあつては、次点の提案として評価した者と協議の上、契約を締結する場合がある。

### (2) 契約条項等

別に定める契約書のほか、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の規定に準じることとする。

### (3) 契約保証金

契約保証金として、愛媛県会計規則第152条の規定により契約金額に10分の1以上を乗じた額を納付する必要がある。ただし、同規則第154条の規定に該当する場合、契約保証金は免除する。

## 9 公正なプロポーザルの確保

(1) プロポーザル参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) プロポーザル参加者は、競争を制限する目的で他のプロポーザル参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に提案書等を作成しなければならない。

(3) プロポーザル参加者は、委託業務予定者の選定前に、他のプロポーザル参加者に対して提案書等を意図的に開示してはならない。

(4) プロポーザル参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該プロポーザル参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

## 10 その他

(1) プロポーザルに関し、提出された参加申込書及び提案書等は、委託業務予定者の選定以外の目的で使用しない。

(2) プロポーザルに関し、愛媛県から受領又は閲覧した資料等は、愛媛県地了解なく公表又は使用してはならない。

(3) 提出された企画提案書等は、愛媛県情報公開条例の規定に基づく開示請求があつた場合は、開示の対象文書となる。

(4) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとする。

(5) プロポーザル及び契約の手續並びに委託業務の実施において、使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。

(6) 参加者の企画提案書の著作権は参加者に帰属し、業務予定者の企画提案書の著作権は、委託契約締結時点で委託者に帰属するものとする。

(7) 委託業務における制作物の著作権は愛媛県に帰属するものとする。委託契約期間終

了後、愛媛県が制作物を使用するに当たり制限がある場合には、企画提案書にその旨明記すること。

(8) 企画提案書の提出をもって、参加者が実施要領の記載内容に同意したものとみなす。

(別記1)

## 一次産業女子就業促進事業「媛の国・えひめの就業魅力発信」業務 企画提案書作成要領

一次産業女子就業促進事業「媛の国・えひめの就業魅力発信」業務に係るプロポーザルに関し、参加者が一次産業女子就業促進事業「媛の国・えひめの就業魅力発信」業務企画提案書を作成するために必要な事項は次のとおり。

なお、仕様書の趣旨に沿って提案すること。

### 1 企画提案時の提出書類及び構成

#### (1) 提出書類

10部を提出すること。

#### (2) 構成

ア 表紙

イ 目次

ウ 一次産業女子就業促進事業「媛の国・えひめの就業魅力発信」業務に係る提案書

エ 一次産業女子就業促進事業「媛の国・えひめの就業魅力発信」業務に係る実施スケジュール及び実施体制

オ 見積書

カ 業務実績表（様式4）

### 2 作成要領

#### (1) 一般事項

ア 用紙は、A4判両面使用とし、縦置き横書き(左綴じ)とすること。ただし、図表等の表現の都合上、用紙及び記述の方法を一部変更することは差支えない。

イ ページ番号は目次を除き通し番号とし、各ページの下部中央に印字すること。

#### (2) 企画提案書について

ア 上記1(2)の構成に基づいて、任意様式で作成すること。

イ 上記1(2)ウの具体的内容は、一次産業女子就業促進事業「媛の国・えひめの就業魅力発信」業務仕様書に基づいて作成することとし、一次産業女子就業促進事業「えひめの就業魅力発信」業務委託仕様書に記載のある項目以外で企画提案できるものがあればその内容と考え方を記載すること。

ウ 上記1(2)オについては、当業務に係る所要経費を全て見積もること。

(別記2)

一次産業女子就業促進事業「媛の国・えひめの就業魅力発信」業務  
プロポーザル審査基準

◆審査基準

NO	審査事項	評価ポイント	配点
1	事業に対する考え方	・業務の目的を正しく理解し、その目的に沿った的確な提案となっているか。	10
2	提案内容① マルチメディアPR	・県外の女性に対し愛媛の一次産業の魅力が効果的にPRできる内容になっているか。 ・県外の女性に対し愛媛への就業喚起がなされる内容になっているか。 ・就業に向けた効果的な手法の提案ができているか。 ・就業に向けた印刷物作成の提案ができているか。 ・就業に向けた動画作成の提案ができているか。 ・都市圏（主に東京都）において効果的なPRができる内容になっているか。 ・メディアやSNSを活用した内容になっているか	50
3	提案内容② 体験ツアー	・県外の女性を呼び込み、県内でツアーを行うための、募集・実施ができる体制が整っているか。 ・魅力的なツアーの企画ができているか。	20
4	実施体制	・スタッフ実績等を踏まえ、業務体制が整っているか。 ・県担当者と協議のうえ事業が実施できる体制が整っているか。	10
5	経費	・妥当な金額となっているか。	10
合 計			100



(様式1) ※単独で参加しようとする者

一次産業女子就業促進事業「媛の国・えひめの就業魅力発信」業務  
プロポーザル参加申込書

年 月 日

愛媛県農林水産部農政企画局  
農政課農地・担い手対策室 宛

〒  
住所  
商号又は名称  
代表者職氏名

印

担当者連絡先  
所 属:  
氏 名:  
電 話 番 号:  
F A X 番 号:  
メールアドレス:

愛媛県競争入札 参加資格者登録名簿	
----------------------	--

※整理番号を記入すること。

一次産業女子就業促進事業「媛の国・えひめの就業魅力発信」業務のプロポーザルに参加したいので、参加申込書を提出します。

なお、プロポーザル募集要領3「参加資格」に掲げる条件を全て満たすこと並びに参加申込書及び添付する関係書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

(様式1) ※共同企業体で参加しようとする者

一次産業女子就業促進事業「媛の国・えひめの就業魅力発信」業務  
プロポーザル参加申込書

年 月 日

愛媛県農林水産部農政企画局  
農政課農地・担い手対策室 宛

共同企業体の名称 \_\_\_\_\_

構成員（代表者）

〒

住所

商号又は名称

代表者職氏名

⑩

構成員

〒

住所

商号又は名称

代表者職氏名

⑩

(以下、構成員列記)

担当者連絡先

所 属:

氏 名:

電 話 番 号:

F A X 番 号:

メールアドレス:

愛媛県競争入札 参加資格者登録名簿	
----------------------	--

※整理番号を記入すること。

一次産業女子就業促進事業「媛の国・えひめの就業魅力発信」業務のプロポーザルに参加したいので、参加申込書を提出します。

なお、プロポーザル募集要領3「参加資格」に掲げる条件を全て満たすこと並びに参加申込書及び添付する関係書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

(様式2)

一次産業女子就業促進事業「媛の国・えひめの就業魅力発信」業務  
質問票

会社名：\_\_\_\_\_  
担当部署名：\_\_\_\_\_  
担当者名：\_\_\_\_\_  
Eメール：\_\_\_\_\_  
電話：\_\_\_\_\_  
FAX：\_\_\_\_\_

質問 No. \_\_\_\_\_

資料名称： 該当頁： 質問内容：
------------------------

質問 No. \_\_\_\_\_

資料名称： 該当頁： 質問内容：
------------------------

**【留意事項】**

- 1 令和元年5月7日（火）午後5時までに提出すること。  
※期限を過ぎたものは受け付けない。
- 2 電子メールで送付し、着信確認を行うこと。
- 3 質問項目が多い場合は、本様式を適宜複写して利用すること。

(様式3) ※単独で参加しようとする者

一次産業女子就業促進事業「媛の国・えひめの就業魅力発信」業務  
参加に係る取り下げ願い書

年 月 日

愛媛県農林水産部農政企画局  
農政課農地・担い手対策室 宛

〒  
住所  
商号又は名称  
代表者職氏名

印

担当者連絡先  
所 属:  
氏 名:  
電 話 番 号:  
F A X 番 号:  
メールアドレス:

一次産業女子就業促進事業「媛の国・えひめの就業魅力発信」業務のプロポーザル募集への参加を表明の上、関係書類を添えて参加申込書及び企画提案書を提出しましたが、都合により取り下げいたします。

(様式3) ※共同企業体で参加しようとする者

一次産業女子就業促進事業「媛の国・えひめの就業魅力発信」業務  
参加に係る取り下げ願い書

愛媛県農林水産部農政企画局  
農政課農地・担い手対策室 宛

共同企業体の名称

---

構成員（代表者）

〒

住所

商号又は名称

代表者職氏名

⑩

構成員

〒

住所

商号又は名称

代表者職氏名

⑩

(以下、構成員列記)

一次産業女子就業促進事業「媛の国・えひめの就業魅力発信」業務のプロポーザル募集への参加を表明の上、関係書類を添えて参加申込書及び企画提案書を提出しましたが、都合により取り下げいたします。

(様式4)

提出者名：\_\_\_\_\_

業 務 実 績 表

業務名	委託者名	契約金額 (百万円)	実施年度	業務概要

※貴社における、業務受託実績について記載してください。

※業務実績については、委託契約書の写し、成果物（パンフレット、データ等）を添付してください。

※記入欄が不足する場合は、適宜追加してください。